

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	192

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ○戦没者への追悼及び戦没者遺族に対する援護事務を行う。 ○重層的支援体制の整備を進める。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○戦没者遺族等への援護 戦没者追悼式の開催 396,030円 ○福祉基金の積立て及び運用 福祉基金積立金 2,926,656円（心身障害者更生施設福祉協力金1,080,000円を含む） ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進及び実態把握業務の実施 福祉関係活動業務委託料 6,004,600円（国庫補助3/4） ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バス(2台)の管理及び運行业務の実施 運転業務委託料 12,074,260円、燃料費 213,279円 福祉団体等への貸切バス利用料の補助 5件 318,000円 ※平成29年度～ ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助 27,809,470円 人件費6名（正規3名、嘱託2名、パート職員1名）26,528,826円 ボランティアセンター運営費 1,000,000円、弁護士無料相談 280,644円 ○福祉団体への活動費補助 保護司会 500,000円、更生保護女性会 96,933円、遺族連合会 450,000円 ○地域の困りごとを福祉、高齢者、障害者等の枠にとらわれず、重層的に支援する体制の整備に向けた市民への周知 重層的支援体制整備事業 526,578円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の理解を広げるため、広報11月号に特集記事を掲載するとともに、市民を対象に「地域福祉シンポジウム」を1回開催した。 ・相談支援に関する事業所等を対象として、包括的な相談支援体制構築のための支援者向け研修会を2回実施した。 ・社会福祉協議会の人材育成等を目的として、職員対象の研修会を市主催で4回開催した。 ・民生委員・児童委員(130名)による、高齢者の安否確認や、子どもたちの見守りなど、地域の身近な相談役として活動することができた。

II : 個別事業内訳

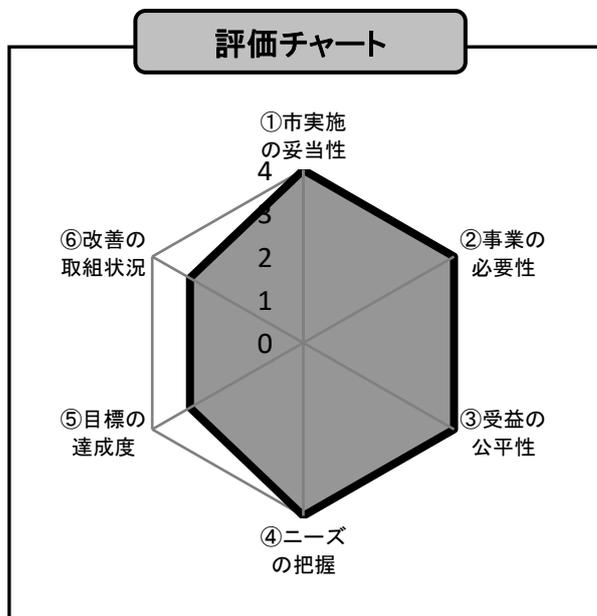
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
社会福祉総務事務	22,328	103	22,225	100%	3	2	3
福祉基金積立金	2,927	2,927	0	0%	2	2	2
民生児童委員	16,194	12,365	3,829	24%	3	3	3
福祉バス管理	13,038	0	13,038	100%	3	3	3
社会福祉協議会	27,809	0	27,809	100%	3	3	3
行旅病人死亡人援護	0	0	0	-	3	3	4
重層的支援体制整備	527	527	0	0%	3	3	3
合計	82,823	15,922	66,901	81%	2	2	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		63,033	82,823	74,519
財源内訳	国県支出金	12,438	12,862	14,324
	地方債	0	0	0
	その他	8,869	3,060	4,949
	一般財源	41,726	66,901	55,246
一般財源の割合		66%	81%	74%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制構築は社会福祉法第6条第2項に市町村の努力義務として規定されている。
②事業の必要性	4	・法令で定められている事業については、事業継続の優先度は高い。 ・非常時においては縮小もやむを得ない事業もあるが、地域福祉を推進する上では現行水準での継続が望ましい。
③受益の公平性	4	・重層的支援体制整備事業をはじめ多くの事業はすべての市民を対象となる。 ・戦没者追悼式については、少数の市民を対象としているが、事業の特性から必要である。
④ニーズの把握	4	・地域福祉シンポジウムや庁内外の関係者向け研修会などでアンケート調査を行い、市民や関係団体のニーズ把握を行った。
⑤目標の達成度	3	・社会福祉協議会の意識改革のため、職員を対象とした研修会を5回開催した。 ・重層的支援体制整備の一環として、庁内外の関係者向け研修会などを実施した。
⑥改善の取組状況	3	各事業において適宜、対象者への案内や広報の特集ページ、市ホームページでの情報発信等に努めるとともに、重層的支援体制や地域福祉の理解を広めるための市民向けシンポジウムを開催した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	次年度に向けて社会福祉協議会への運営補助の内容を見直すとともに、職員の意識改革のための研修会を市主催で4回実施した。
令和6年度に見直しを実施している事項	・重層的支援体制整備事業の体制を確立する。 ・社会福祉協議会の運営支援をする。 ・福祉バスの適正な運行管理と、今後の運用方針を確定する。
今後見直しを検討する事項	社会福祉協議会に対する運営の健全化指導を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
重層的支援体制整備事業の体制整備	地域づくり事業の充実とあわせて、参加支援事業やアウトリーチ等を含めた継続的支援事業で活用できる仕組みや資源の把握を行い、包括的相談支援事業へつなげる体制の構築をすすめる。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	234

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活困窮者自立支援事業及び生活保護等業務を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等事業の適正実施のための事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医、中国残留邦人等支援相談員配置 1,061,040円 ・法令等に基づく適正な調査等の実施 485,841円 (国庫補助3/4) ・生活保護システムの運用 1,402,500円 ・医療扶助資格確認オンライン化のための生活保護システムの改修等 2,750,000円 (国庫補助 10/10) ○生活困窮者自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業(「くらし自立サポートセンター」窓口相談の実施) 正規職員2名、会計年度任用職員3名の相談支援員体制で直営実施 (会計年度任用職員分人件費 国庫負担3/4) ・住居確保給付金事業 607,600円 2件 (国庫負担3/4)
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の医療扶助について、医療要否意見書等の嘱託医による確認を実施し適正に医療扶助を適用した。 ・生活保護システムを改修し、医療扶助に係る資格確認のオンライン化への対応を行った。 ・市内の中国残留邦人に対して、支援員による訪問を行い適切な支援を行った。 ・生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、相談者の中で対象となる者には住居確保給付金の支給を行った。

II : 個別事業内訳

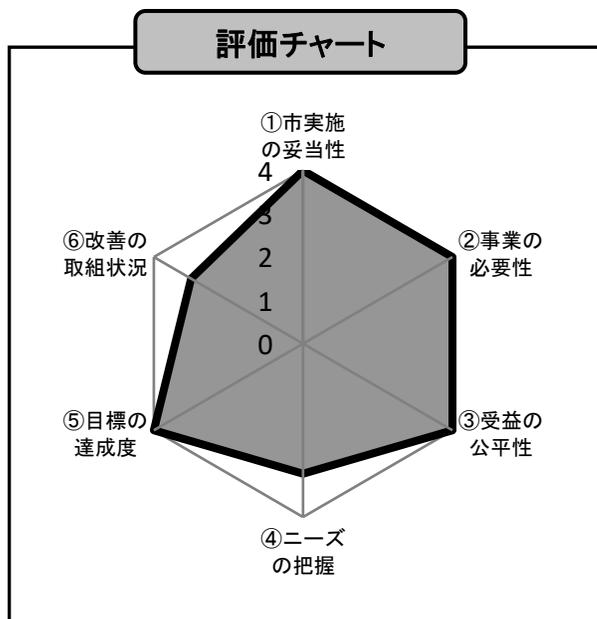
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
生活保護総務事務	60,971	16,266	44,705	73%	4	4	4
生活困窮者自立支援	633	474	159	25%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	61,604	16,740	44,864	73%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		56,580	61,604	30,960
財源内訳	国県支出金	17,616	16,740	17,981
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	38,964	44,864	12,979
一般財源の割合		69%	73%	42%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により市が実施することとなっている。 ・生活困窮者自立支援法により市が実施することになっている。
②事業の必要性	4	・生活保護及び中国残留邦人支援は法で実施が定められている事業であるため現行水準での継続が必要である。 ・生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者の支援を目的としているため困窮した市民の生活に直結している。そのため現行水準での継続が必要である。
③受益の公平性	4	・生活保護はすべての市民を対象としている。 ・中国残留邦人等の支援は中国残留邦人を対象としている。 ・生活困窮者自立支援事業はすべての市民を対象としている。
④ニーズの把握	3	・生活保護及び中国残留邦人等の支援は法や実施要領でその内容が定められているため、ニーズを把握する性質のものではない。 ・生活困窮者への支援過程において対象者ごとに個別ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	・生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等により基準や内容が定められているので数値化できるものではない。 ・生活困窮者自立支援制度の範囲内で適切に事業を実施している。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法及び生活困窮者自立支援法など関係法令に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	・生活困窮者等に一時的に必要となる生活資金等を給付するために法外援護費支給要綱を制定した。 ・市直営で実施していた生活困窮者自立相談支援事業について、専門職による継続的な支援及び貸付け等の施策と有機的な連携を図る目的で、令和6年度より犬山市社会福祉協議会に委託するため必要な予算措置及び契約事務等を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	・生活困窮者自立支援制度のうち、就労準備支援事業の新規実施及び家計改善支援事業の拡充について、市直営で実施しながら体制確立に向けて資源調査等を行う。
今後見直しを検討する事項	・国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活困窮者の自立支援に関する支援体制の強化	犬山市社会福祉協議会に委託し実施している生活困窮者への包括的相談支援事業「自立サポートセンター」と連携を図り、就労支援や家計改善支援を行うことで、生活保護に至る前の支援を行うとともに、就労への準備期間が必要な者には、本人の自立に向けた意欲喚起を行うことで経済的自立だけでなく社会的自立を支援する。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	238

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 被保護者等に対して法に基づく扶助費の支給を行う。(国庫負担 3/4) <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 141,782,775円 2. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 74,758,870円 3. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 913,315円 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 270,270,135円 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 27,577,473円 6. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 328,513円 7. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 1,371,081円 8. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等と配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 1,982,263円 9. 保護施設事務費：身体又は精神に障害があるために日常生活困難な要保護者の生活扶助を行う施設の費用として支給 9,271,420円 10. 就労自立給付金：就労による自立で生活保護が廃止された者に給付金を支給 81,147円
事業の成果・効果	生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。 ※令和5年3月末時点での被保護者数 222世帯 272人 保護率 3.76‰(国：16.2‰、県：5.3‰) 令和6年3月末時点での被保護者数 245世帯 287人 保護率 4.01‰(国：16.3‰、県：5.5‰) 新規開始ケースが前年度より18件増加し廃止ケースは前年度より7件増加した。 令和5年度実績 新規面接相談件数：102件、開始件数：52世帯 56人、廃止件数：32世帯 39人

II：個別事業内訳

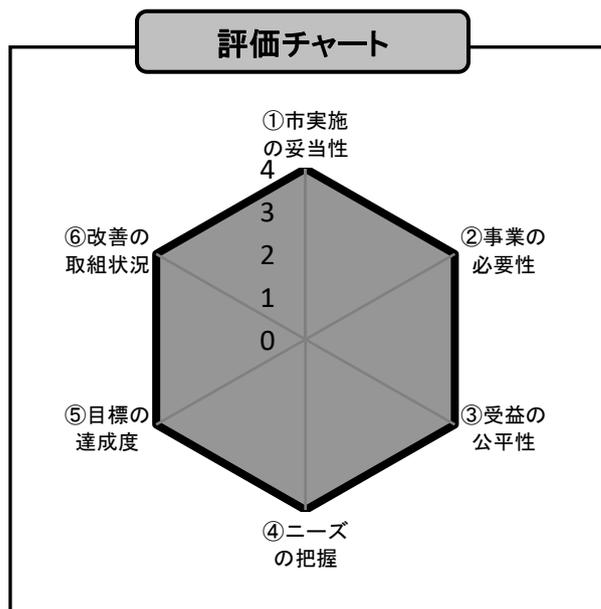
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
生活保護等扶助	528,479	440,346	88,133	17%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	528,479	440,346	88,133	17%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		462,518	528,479	536,380
財源内訳	国県支出金	389,810	435,493	426,828
	地方債	0	0	0
	その他	1,034	4,853	3,900
	一般財源	71,674	88,133	105,652
一般財源の割合		15%	17%	20%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、法定の扶助であるため、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	4	国が定めた基準により扶助を行うものであるためニーズの把握は行っていないが、生活保護の申請を希望する者の聞き取りや制度の説明は丁寧に行っている。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	生活保護法に基づき実施されるものであり、毎年度県の監査を受け、適正に事業実施されている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	生活保護システムを改修し、令和5年10月からの生活保護基準改定、令和6年3月より運用が開始されたマイナンバーを利用した医療扶助資格確認のオンライン化に対応した。
令和6年度に見直しを実施している事項	就労自立給付金の算定方法の変更が予定されているため、変更内容が国から示された後に生活保護システムの改修を行い対応する。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
被保護者の生活全般に関わることから、福祉六法だけでなく、多様な専門知識と経験を必要とし、必要な支援を行っていく役割があるが、有資格者(社会福祉士等)や経験を積んだ職員が少ないことが課題である。	複合的な要素が絡み課題が複雑化しているケースが増えていることから、事業所や医療機関、警察、社会福祉法人等と連携し、被保護者の特性を理解し、必要な支援をおこなっていく必要がある。 有資格者の配置の検討や、アセスメント力を高める人材育成を進める。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	212

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済的に生活困窮している住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給する。
事業内容	<p>●全体計画 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容 ○令和5年6月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の現金を支給した。また、本給付は、非課税世帯1世帯当たり3万円を交付上限として、自治体の裁量で対象者、支給方法、給付金額、基準日の設定が行えるよう定められていたため、「世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている非課税世帯」も対象とした外、家計急変により住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯も対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 5,742世帯×3万円=172,260,000円（支給率96.1%） うち、家計急変世帯 6世帯 ・システム構築委託料 4,361,830円 ・派遣業務委託料 3,641,415円 (国庫補助10/10)
事業の成果・効果	当該制度について広報等で周知を行い、令和5年6月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税非課税世帯等5,742世帯に、1世帯3万円を支給した。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施した。

II : 個別事業内訳

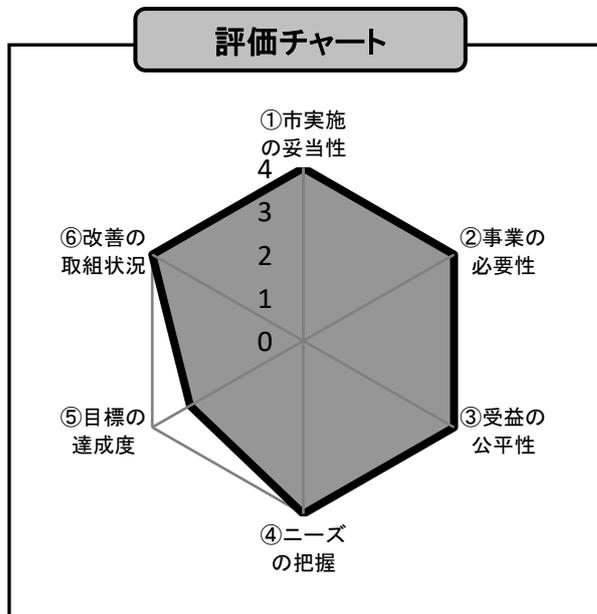
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	182,843	182,843	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	182,843	182,843	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4 決算	R5 決算	R6 予算
		444,303	182,843	-
財源内訳	国県支出金	444,303	182,843	-
	地方債	0	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき自治体を実施する。
②事業の必要性	4	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済的に生活困窮している住民税非課税世帯等に対しては必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により必要な世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	4	国の指示に基づき実施する業務であるため、意見聴取等は求められていない。
⑤目標の達成度	3	プッシュ型 5,733世帯/5,964世帯 (支給率96.1%)、申請世帯3世帯、家計急変世帯6世帯に支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便において案内を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	新たな給付金事業については、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	過去の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活に困窮している住民税非課税世帯等に対し、給付金を適正かつ迅速に支給する必要がある。	作業スケジュール、作業手順等を確認しておき、給付対象者に適正かつ迅速に給付する。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施する。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	10	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円)給付事業費	212

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(7万円)給付事業費
事業目的	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として住民税非課税世帯に対し、給付金(1世帯7万円)及び子ども加算(1人5万円)を給付する。
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき住民税非課税世帯に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容 ○令和5年12月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付金を追加支給する。 申請期限 令和6年4月30日 ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 5,118世帯×7万円= 358,260,000円 (令和6年3月31日時点) ・システム構築委託料 3,663,000円 ・派遣業務委託料 2,754,819円</p> <p>○上記の給付対象の世帯主に対し、同一世帯となっている18歳以下の児童1人当たり5万円の子ども加算を支給する。 申請期限 令和6年6月28日 ・子ども加算 20,700,000円 414人(令和6年3月31日時点) (国庫補助10/10)</p> <p>●その他 申請期間が年度を超えるため、次年度への予算繰越を行った。</p>
事業の成果・効果	当該制度について広報で周知を行い、令和5年12月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税非課税世帯に、1世帯当たり7万円の追加の給付金(令和6年3月31日時点で5,118世帯)及び、当該世帯における18歳以下の子どもを対象とした子ども加算1人5万円(令和6年3月31日時点で414人)を支給した。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施した。

II : 個別事業内訳

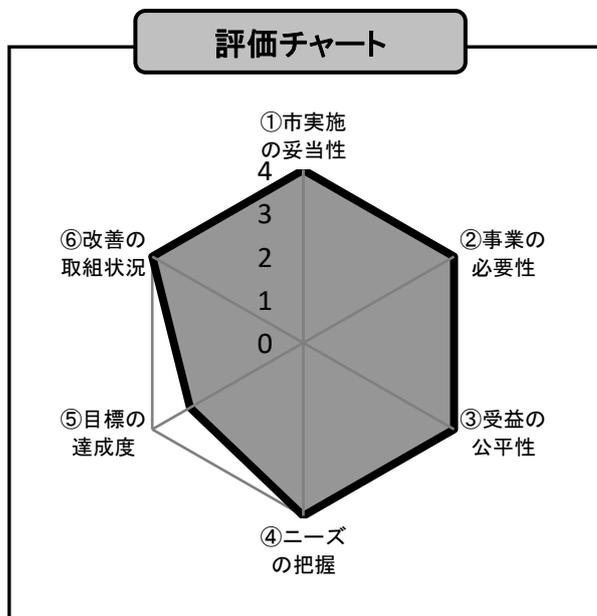
(単位:千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(7万円)給付事業費	388,652	388,652	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	388,652	388,652	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4 決算	R5 決算	R6 予算
		-	388,652	-
財源内訳	国県支出金	-	388,652	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
一般財源の割合		-	0%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき自治体が実施する。
②事業の必要性	4	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、経済的に生活困窮している住民税非課税世帯に対しては必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により必要な世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	4	国の指示に基づき実施する業務であるため、意見聴取等は求められていない。
⑤目標の達成度	3	令和6年3月31日時点で、給付金については、5,118世帯に、子ども加算については、414人分を支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便において案内を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	新たな給付金事業については、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	過去の臨時給付金の給付事務の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活に困窮している住民税非課税世帯に対し、給付金を適正かつ迅速に支給する必要がある。	作業スケジュール、作業手順等を確認しておき、給付対象者に適正かつ迅速に給付する。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施する。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	11	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費	214

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費
事業目的	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金(1世帯10万円)及び子ども加算(1人5万円)を給付する。
事業内容	<p>●全体計画 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して、給付金を支給する。</p> <p>●主な事業内容 ○令和5年12月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給する。 申請期限 令和6年6月28日 ・住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金 965世帯×10万円 = 96,500,000円(令和6年3月31日時点) ・派遣業務委託料 858,434円</p> <p>○上記の給付対象の世帯主に対し、同一世帯となっている18歳以下の児童1人当たり5万円の子ども加算を支給する。 申請期限 令和6年6月28日 ・子ども加算 5,500,000円 110人(令和6年3月31日時点) (国庫補助10/10)</p> <p>●その他 申請期間が年度を超えるため、次年度への予算繰越を行った。</p>
事業の成果・効果	当該制度について広報で周知を行い、令和5年12月1日時点で犬山市に住民登録がある令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に、1世帯当たり10万円の給付金(令和6年3月31日時点で965世帯)及び、当該世帯における18歳以下の子どもを対象とした子ども加算1人5万円(令和6年3月31日時点で110人)を支給した。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施した。

II : 個別事業内訳

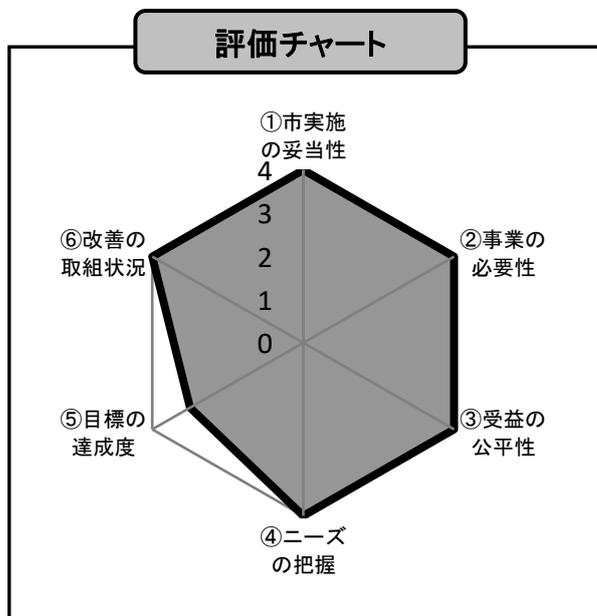
(単位:千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費	103,235	103,235	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	103,235	103,235	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4 決算	R5 決算	R6 予算
		-	103,235	-
財源内訳	国県支出金	-	103,235	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
一般財源の割合		-	0%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき自治体が実施する。
②事業の必要性	4	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、経済的に生活困窮している住民税均等割のみ課税世帯に対しては必要なものである。
③受益の公平性	4	税情報等との突合により必要な世帯に適切に支給できている。
④ニーズの把握	4	国の指示に基づき実施する業務であるため、意見聴取等は求められていない。
⑤目標の達成度	3	令和6年3月31日時点で、給付金については、965世帯に、子ども加算については、110人分を支給済み。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便において案内を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	新たな給付金事業については、国の指示に基づき適切に給付金を支給する。
今後見直しを検討する事項	過去の臨時給付金の給付事務の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活に困窮している住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を適正かつ迅速に支給する必要がある。	作業スケジュール、作業手順等を確認しておき、給付対象者に適正かつ迅速に給付する。問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施する。